

「資格情報のお知らせ」について

Q1

「資格情報のお知らせ」が届きました。なぜこのようなお知らせが届いたのでしょうか。

A1

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が停止され、その後は、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行するとされています。これに先立ち、健康保険の資格情報が医療保険のデータベースに正しく登録されていることのお知らせするために通知しています。

Q2

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証（組合員証・被扶養者証）の利用ができなくなるということでしょうか。

A2

令和6年12月2日以降も、同日時点で発行済みの現行の健康保険証は引き続き最大1年間利用できます（令和7年12月1日より前に資格を喪失した場合や、支部をまたぐ異動をした場合などはその時点まで）。

現在お持ちの健康保険証は引き続き大切に保管してください。

Q3

「資格情報のお知らせ」で医療機関等を受診することはできますか。

A3

「資格情報のお知らせ」では医療機関等を受診することはできません。このお知らせはご自身の健康保険の資格情報をお知らせするものです。

医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合につい

では、スマートフォンでマイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診することができるとされています。スマートフォンをお持ちでない方は、この「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに提示することで医療機関等を受診できます。

Q4

受け取った「資格情報のお知らせ」にマイナンバーの下4桁が表示されていませんでした。なぜでしょうか。

A4

裁判所共済組合までマイナンバーが提供されていないことが原因と考えられます。お手数ですが、マイナンバーの提供方法について所属の共済組合までお問い合わせください。

Q5

令和6年9月1日に共済組合の支部をまたぐ異動をしていますが、資格情報のお知らせには、異動前の支部の名前が記載されています。なぜでしょうか。

A5

資格情報のお知らせは、令和6年8月15日時点の情報に基づき通知しているため、同日時点の情報が記載されています。その後の異動情報については、マイナポータルでご確認ください。

Q6

資格情報のお知らせを受け取った後に共済組合の支部をまたぐ異動をした場合、資格情報のお知らせは改めて交付を受けられるのでしょうか。

A6

資格情報のお知らせを通知した後、資格情報に変更が生じた場合、その後の異動に関する情報は、原則としてマイナポータルでご確認ください。

スマートフォン等をお持ちでなく、マイナポータルで資格情報を確認できないなど事情のある方については、令和6年12月2日以降に資格情報のお知らせの交付申請方法についてご案内を行う予定です（この場合の資格情報のお知らせには、マイナンバーの下4桁は表示されません）。

Q7

11月下旬までの間に人給システムを利用して、資格情報のお知らせを閲覧することを失念したような場合、再交付は受けられますか。

A7

ご自身の健康保険の資格情報は、マイナポータルでも確認することができますので、健康保険の資格情報については、原則としてマイナポータルでご確認下さい。

スマートフォン等をお持ちでなく、マイナポータルで最新の資格情報を確認できないなどの事情のある方については、令和6年12月2日以降資格情報のお知らせの交付申請方法についてご案内を行う予定です（同日以降に発行される資格情報のお知らせには、マイナンバーの下4桁は掲載されません）。

Q8

掲載期間中に人給システムを確認できない場合、どうすればよいのでしょうか。

A8

「3掲載期間中に人給システムを確認できない方へ」をご確認ください。
なお、最新の健康保険の資格情報は、マイナポータルでも御確認いただく

ことができます。

Q9

資格情報のお知らせを受け取った後に退職したため、裁判所共済組合の組合員としての資格を喪失しました。保管していた資格情報のお知らせを共済組合に返納する必要はありますか。

A9

資格情報のお知らせを返納する必要はありません。ご自身で細断の上廃棄してください。